

公示送達書

下水道使用料納入通知書を送付しましたが、居所・住所共に不明のため送達不能につき地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年6月26日

市川市長 田中 甲

1. 送達すべき書類

下水道使用料納入通知書

発送日	令和8年	1月29日	(令和8年	1月調定)
	令和8年	2月19日	(令和8年	2月調定)
	令和8年	2月25日	(令和8年	2月調定)
	令和8年	3月 2日	(令和8年	1月調定)
	令和8年	3月23日	(令和8年	3月調定)
	令和8年	4月 1日	(令和8年	3月調定)
	令和8年	4月28日	(令和8年	4月調定)

2. 送達を受けるべき者

04-0-132405-011	ゴンドウ カズノリ
04-0-153204-030	ウイ チャウ フィー
06-0-019687-009	PRATYUSH KUMAR
06-0-224400-004	ミヤウチ ハルキ
06-0-047272-005	ネ ミユ オン
06-0-113895-009	チミ デマ (CHHIMI DEMA)
06-0-145181-008	キドアキ ツトム
06-0-121908-012	ユウ ハクトウ
06-0-222257-008	ZHANG XUANHAO

3. 下水道使用料納入通知書の取扱について

送達不能となった下水道使用料に係る納入通知書については下水道経営課に保管し、送達すべき者が請求したときはいつでも交付する。

公示送達書

下水道使用料督促状を送付しましたが、居所・住所共に不明のため送達不能につき地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年6月26日

市川市長 田中 甲

1. 送達すべき書類

下水道使用料督促状

発送日	令和8年	1月26日	(令和7年12月調定)
	令和8年	2月27日	(令和8年1月調定)
	令和8年	3月26日	(令和7年10月調定)
	令和8年	4月27日	(令和7年12月調定)
	令和8年	4月27日	(令和8年3月調定)

2. 送達を受けるべき者

04-0-082613-003	タマヤマ	アツシ
04-0-133320-012	オクヤ	リオ
04-0-180892-008	イデイ	ノゾミ
06-0-224400-004	ミヤウチ	ハルキ
06-0-229016-003	リデパシグ	リネア シグリツド カロリーナ
06-0-094582-011	ナガタ	ヨシカズ
06-0-209751-004	サトウ	ケンタロウ

3. 下水道使用料督促状の取扱いについて

送達不能となった下水道使用料に係る督促状については下水道経営課に保管し、送達すべき者が請求したときはいつでも交付する。